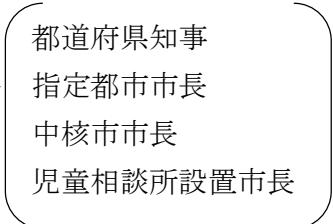


こ成保第686号
こ支總第303号
7文科初第1927号
令和7年12月25日

各 
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
文部科学省初等中等教育局長

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）の施行に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第439号。以下「期日令」という。）及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号。以下「施行令」という。）が、令和7年12月24日に公布されたところです（別紙1及び2参照。）。

また、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第104号。以下「施行規則」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和7年内閣府・文部科学省令第5号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準一部改正命令」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和7年内閣府・文部科学省告示第3号。以下「認定こども園設備運営基準一部改正告示」という。）、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和7年こども家庭庁告示第10号。以下「情報管理規程告示」という。）及び学校設置者等及び民間教育

保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二十三条第一項のことども家庭庁長官が定める表示を定める件(令和7年こども家庭庁告示第11号。以下「認定マーク告示」という。)が本日(令和7年12月25日)に公布されたところです(別紙3~7参照。)。

その趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。また、都道府県知事におかれでは、管内市町村(特別区を含む。)への周知徹底を併せてお願ひいたします。

記

第1 期日令(別紙1)

1 内容

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日は、令和8年12月25日とすること。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ、当該施行期日等を定めるもの。

2 施行期日

この政令は、公布の日(令和7年12月24日)から施行すること。

第2 施行令(別紙2)

1 主な内容

(1) 民間教育事業に係る従事者の人数の要件(第1条関係)

法第2条第5項第3号に規定する民間教育事業について、技芸又は知識の教授を行う者の人数が「政令で定める人数」以上であることを要件としているところ、当該人数を3人とすること。

(2) 特定性犯罪に該当する条例で定める罪及び経過措置(第2条、附則第2項及び第3項関係)

① 法第2条第7項に規定する特定性犯罪のうち、都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものについては、各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例で定める罪とし、内閣総理大臣は、これらの条例の規定のうち、当該罪を定めるものを公示すること。

② また、現行の条例だけでなく、過去の条例で定められていた同様の罪についても特定性犯罪としてみなすものとすること。

(3) やむを得ない事情がある場合の犯罪事実確認の期限(第3条及び第5条関係)

法第4条第2項又は第26条第2項の規定に基づき犯罪事実確認を行う場合における犯罪事実確認の期限について、業務に従事させた日から6月以内で「政令で定める期間」を3月(ただし、事業者の責めに帰することができない事由により犯罪事実確認の完了に3月を超える期

間を要すると認められる場合として内閣府令で定める場合は6月）とすること。

(4) 施行時現職者及び認定時現職者の確認期限（第4条及び第6条関係）

法第4条第1項に規定する施行時現職者については、施行日から起算して3年以内で政令で定める期間を経過する日（法第26条第1項に規定する認定時現職者については、認定等（認定又は共同認定をいう。以下同じ。）の日から起算して1年以内で政令で定める期間を経過する日）までに犯罪事実確認を行わなければならないこととされているところ、当該期間について、施行時現職者に係るものについては3年、認定時現職者に係るものについては1年とすること。

(5) 手数料の額（第7条関係）

認定等を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、実費を勘案して政令で定めることとされているところ、当該額を3万1500円（電子申請による場合にあっては、3万円）とすること。

(6) 権限の委任（第8条関係）

法第42条において、内閣総理大臣は、法に規定する内閣総理大臣の権限のうち、政令で定めるものを除いて、こども家庭庁長官に委任することとされているところ、当該政令で定めるものは、法第41条（関係大臣への協議）に係る権限とすること。

(7) その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

2 施行期日

この政令は、法の施行の日（令和8年12月25日）から施行すること。

第3 施行規則（別紙3）

1 主な内容

(1) 定義関係

① 教員等の定義関係

ア 学校関係（第1条関係）

法第2条第4項第1号ハの学校の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるものは、助手、技術職員、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動指導員、学校司書、指導補助者並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第21条に規定する者及びこれに類する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で児童等に接するものとすること。

イ 専修学校関係（第2条関係）

法第2条第4項第2号の専修学校の教員の業務に類する業務を行う職員として内閣府

令で定めるものは、助手並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第21条に規定する者に類するもののうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で生徒に接するものとすること。

ウ 幼保連携型認定こども園関係（第3条関係）

法第2条第4項第3号ハの幼保連携型認定こども園の教職員の業務に類する業務を行う職員として内閣府令で定めるものは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第3条の3に規定する児童等対象業務従事者（同号イ及びロに掲げる者を除く。）とすること。

② 民間教育保育等事業者の定義関係

ア 高等学校の課程に類する教育を行う事業関係（第4条関係）

法第2条第5項第2号の高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるものは、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とするものに限る。）又は陸上自衛隊高等工科学校における教育訓練を行う事業とすること。

イ 放課後児童健全育成事業に類する事業関係（第5条関係）

法第2条第5項第9号の内閣府令で定める施設は、小学校その他の学校施設、公民館その他の社会教育施設、児童厚生施設及びこれら以外の公の施設並びに地域学校協働活動の機会を提供する事業を行うことができる施設であってこれらの施設に類するものとすること。

（2）安全確保措置（早期把握、相談、調査並びに保護及び支援）関係

① 法第5条第1項等の早期把握の措置の内容は次のとおりとすること。（第8条関係）

ア 児童等の日常的な観察

イ 児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又は質問票の使用

ウ ア及びイを通じて児童対象性暴力等の疑いを把握した場合における適切な報告その他の適切な対応を確保するための措置の具体的な内容及び手順の策定並びにこれらの周知

② 法第5条第2項等の相談に係る措置の内容は次のとおりとすること。（第9条関係）

ア 相談員の選任又は相談窓口の設置及びこれらの周知

イ 外部の相談窓口の周知

③ 法第7条第1項等の調査の方法は次のとおりとすること。（第10条関係）

ア 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。

イ 児童対象性暴力等を行った疑いがある者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に行うこと。

ウ 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと。

- ④ 法第7条第2項等の保護及び支援のための措置の目的及び方法は次のとおりとすること。(第11条関係)
- ア 被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようすることを目的すること。
 - イ 被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと認める者との接触の回避その他の保護のための措置を講ずること。
 - ウ 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること。
 - エ 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

(3) 犯罪事実確認関係

- ① 犯罪事実確認の期限の特例に係るやむを得ない事情(第6条及び第25条関係)
- 法第4条第2項及び第26条第2項のやむを得ない事情は次のとおりとする(ただし、法第26条第2項の場合にあっては、クを除く。)こと。
- ア 予見できない欠員等により短期間に従事者を採用する必要があること。
 - イ アのほか、学校設置者等、都道府県の教育委員会若しくは施設等運営者(以下この①及び(8)④において単に「学校設置者等」という。)又は認定事業者等の責めに帰することができない事由により、短期間に従事者を採用する必要があること。
 - ウ 学校設置者等又は認定事業者等の責めに帰することができない事由により、別事業間での異動の決定等が従事日の直前となること。
 - エ 学校設置者等又は認定事業者等の責めに帰することができない事由により、同一事業者内における配置換えの決定等が従事日の直前となること。
 - オ 労働者派遣契約、請負契約等の締結等が遅れ、従事日の直前となること。
 - カ 新設合併、新設分割等により、新たに学校設置者等又は認定事業者等となる者が現に行われている事業を承継すること。
 - キ 吸収合併、吸収分割又は事業譲渡等により、学校設置者等又は認定事業者等が別の学校設置者等又は認定事業者等の事業を承継する場合であって、これらの者の責めに帰すことのできない事由により、短期間で従事者を対象業務に従事させる必要があること。
 - ク 学校設置者等に係る事業を新たに行う場合であって、当該事業に係る許認可等の遅れその他の学校設置者等の責めに帰すことのできない事由により、許認可等から運営開始までの期間が十分に確保できること。
 - ケ 学校設置者等又は認定事業者等が、従事させるまでに犯罪事実確認が完了するよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、従事までに犯罪事実確認書の交付が受けられること。
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、大規模な災害その他内閣総理大臣がやむを得ないと認める事情があること。

- ② 犯罪事実確認の期限が従事開始日から6月以内となる場合(第7条及び第26条関係)

施行令第3条の内閣府令で定める場合は、次のとおりとすること。

ア ①のアからオまでのいずれかに掲げる事情があることにより、従事開始日から3月以内に犯罪事実確認を行うことができるよう十分な時間的余裕をもって交付申請を行ったにもかかわらず、当該期間内に犯罪事実確認書の交付が受けられなかつた場合

イ ①のカからコまでに掲げる事情がある場合（第26条第2号の場合にあっては、（3）①クの事情を除く。）

③ 交付申請は、原則としてこども性暴力防止法関連システム（以下「システム」という。）を使用して行い、当該対象事業者の担当者は利用者証明用電子証明書を送信する方法によりシステムを使用するものとすること。（第31条第1項及び第2項関係）

④ 法第4条第3項の規定による施行時現職者の交付申請については、こども家庭庁支援局長が定めるところにより、同項の期間を分割して行うものとすること。（第31条第3項関係）

⑤ 交付申請の申請書記載事項は次のとおりとすること。（第32条関係）

ア 申請従事者が新規採用者、施行時現職者、認定時現職者又は改めて行う犯罪事実確認に係る者のいずれに該当するかの別

イ 申請従事者が①の犯罪事実確認の期限の特例に係る者である場合にあっては、その旨、（3）①アからコまでのいずれに該当するかの別及び法第4条第2項又は第26条第2項の必要な措置として講ずる措置の内容

ウ 申請従事者（児童福祉事業又は認定等事業に係る者に限る。）が従事する施設又は事業所の名称及び所在地

エ 申請従事者が既に業務に従事している場合にあっては、従事開始年月日

オ 申請従事者が県費負担教職員等である場合にあっては、その旨

カ GビズIDの電子メールアドレス

キ 交付申請がシステムを使用せずに行われる場合にあっては、犯罪事実確認書を送付する名宛人の氏名

⑥ 申請従事者による書面等の提出（第33条第1項から第3項まで関係）

ア 書面及び書類の提出は、原則としてシステムを使用して行い、当該申請従事者は利用者証明用電子証明書を送信する方法によりシステムを使用するものとすること。

イ 書面の提出を対象事業者を経由して行うことを申請従事者が希望する場合、当該対象事業者は、これを拒んではならないものとすること。

⑦ 日本国籍を有する申請従事者に係る本人特定情報に関する事項は次のとおりとすること。（第33条第4項関係）

ア 氏名（変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更の年月日を含む。）

- イ 氏名の振り仮名（変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更の年月日を含む。）
- ウ 出生の年月日
- エ 本籍（変更があった者にあっては、変更前の全ての本籍及び変更の年月日を含む。）
- オ 戸籍に入った原因及び年月日
- カ 実父母の氏名及び実父母との続柄

⑧ 日本の国籍を有しない申請従事者に係る本人特定情報を把握するために必要な書類は次のとおりとすること。（第33条第5項関係）

- ア 在留カード、住民票又は旅券等の写し
- イ 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更があった者にあっては、その国籍の属する国における当該変更を証する戸籍に相当する書類
- ウ 氏名、国籍、性別又は生年月日の変更がない者にあっては、その旨を証し、又は誓約する書類
- エ 出入国に係る履歴、氏名を片仮名及びローマ字で表記したもの並びに2以上の国籍を有するか否かを記載した書類
- オ エの書類を提出したことがある者であって、直近の交付申請からエの内容に変更がない場合は、その旨を証し、又は誓約する書類

⑨ 申請従事者は、戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を内閣総理大臣に提供することにより、法第33条第5項の規定による書類の提出を行うものとすること。（第33条第6項関係）

⑩ 本人特定情報の変更の有無及び内容を把握するために必要なものは次のとおりとすること。（第33条第7項関係）

- ア 申請従事者が日本の国籍を有する場合 最新の内容が記載され、又は記録された法第33条第5項第1号イに掲げる書類
- イ 申請従事者が日本の国籍を有しない場合 次に掲げる書類
 - (ア) 直近の交付申請から3月以上経過している場合には、最新の内容が記載された⑧アに掲げる書類
 - (イ) ⑧イからオまでに掲げる書類に記載又は記録された情報に変更があった場合には、変更後の当該情報が記載又は記録された書類（変更が無い場合はその旨を証し、又は誓約する書類）

⑪ 訂正請求に係る通知の到達時期（第35条関係）

法第35条第5項の規定による通知は、システムにおいて申請従事者が閲覧することができる状態で記録された時に、当該申請従事者に到達したものとみなすこととする。

⑫ 犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書管理簿の様式を定めるとともに、犯罪事実確認書管理簿の作成は原則としてシステムを使用して行い、記録の事務を行う者は利用者証明用電子証明書を送信する方法によりシステムを使用するものとすること。(第34条及び第36条関係)

(4) 認定等関係

① 認定等の申請の手続等 (第18条第1項並びに第20条第1項及び第3項関係)

認定等の申請書の提出は、原則としてシステムを使用して行うものとし、共同認定の場合にあっては、双方の事業者が内容を確認し、及び合意しなければならないものとすること。

② 認定等の申請書の記載事項は次のとおりとすること。(第18条第3項及び第20条第4項関係)

ア 教育保育等従事者に該当すると思われるものの人数

イ GビズIDの電子メールアドレス

ウ フランチャイズチェーンの方式により、別の事業者が同一の事業を行っている場合は、その旨

③ 認定等の申請書の添付書類は次のとおりとすること。(第18条第2項及び第4項並びに第20条第2項及び第5項関係)

ア 次の(ア)から(ウ)までに該当する場合にあっては、それぞれの書類

(ア) 法人(国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法を除く。)定款及び登記事項証明書

(イ) 人格のない社団又は財団 定款に準ずる書類及び登記事項証明書に準ずる書類

(ウ) 個人 住民票の写し

イ 民間教育保育等事業(当該民間教育保育等事業者が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合にあっては、民間教育事業に限る。)を行っていることを証する書類

ウ 情報管理規程

エ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面

オ 法人(国及び地方公共団体を除く。)にあっては、役員の氏名、略歴等を示す書類

※ システムを使用して申請を行う場合であって、ベース・レジストリによってア(ア)及びオの事項を確認できるときは、これらの添付を省略できること。

④ 認定等の基準は次のとおりとする。(第19条関係)

ア 犯罪事実確認を適切に実施するための体制は、次に掲げる措置の適切な実施を確保するための責任者が選任されていることとすること。

(ア) 犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理

(イ) 教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象、手続等の事項に係る事前の

通知

- (ウ) 交付を受けた犯罪事実確認書の確認
- (エ) 犯罪事実確認を行う前に業務に従事させる場合の次の措置
 - a 法第26条第2項の必要な措置等について書面で説明すること。
 - b (3) ①の事情のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること。
- イ 児童対象性暴力等対処規程の基準は次のとおりとすること。
 - (ア) 防止措置が次に掲げる要件に適合すること。
 - a 早期把握及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報について適切な事実確認等を行うものであること。
 - b aの事実確認等の結果、犯罪事実確認の結果等に応じ、児童対象性暴力等を防止するため適切なものであること。
 - (イ) 調査並びに保護及び支援のための措置について、(2) ③及び④に掲げる事項を満たすものであること。
 - (ウ) 共同認定を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者にあっては、防止措置、調査並びに保護及び支援のための措置に係る役割分担を定めていること。

ウ 研修は次に掲げる事項を含み、かつ、座学と演習を組み合わせて行うものとすること。

- (ア) 従事者による児童対象性暴力等の防止に関する基礎的事項（児童対象性暴力等が生じる要因及び子どもの権利に関する事項を含む。）
 - (イ) 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の範囲
 - (ウ) 児童対象性暴力等及び児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為の疑いを早期に把握するための措置
- (エ) 相談、報告等を踏まえた対応
- (オ) 被害児童等の保護及び支援
- (カ) 犯罪事実確認において教育保育等従事者に求められる対応
- (キ) 防止措置に係る基礎的事項
- (ク) 厳格な情報管理の必要性

⑤ 認定事業者等に係る公表事項は次のとおりとすること。（第21条関係）

- ア 認定等の年月日
- イ フランチャイズチェーンの方式により、当該認定事業者等と異なる事業者が当該認定等事業と同一の事業を行っている場合には、その旨

⑥ 認定等の表示を付することができるものは次のとおりとすること。（第22条関係）

- ア 認定等事業の用に供する物品
- イ 認定等事業の広告
- ウ 認定等事業の取引等に関する書類又は通信
- エ 認定等事業を行う事業所

オ 認定等事業に関し、インターネットにより公衆の閲覧に供する情報

カ 認定等事業に関する労働者等の募集の用に供する広告又は文書

⑦ 認定事業者等に係る公表事項の変更の届出（第 23 条関係）

ア 法第 24 条第 1 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとすること。

(ア) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(ウ) 変更事項及び変更の理由

(エ) 変更年月日

イ 認定事業者等は、アの届出を行うに当たっては、その変更を証する法第 19 条第 4 項（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出した書類のうちいずれかをアの届出書に添付して提出するものとすること。

ウ ア及びイの届出書及び書類の提出は、原則としてシステムを使用して行うものとすること。

エ 共同認定を受けた事業者がアの届出を行うに当たっては、双方の事業者がその内容を確認し、及び合意しなければならないものとすること。

⑧ 児童対象性暴力等対処規程及び情報管理規程の変更の届出事項等（第 24 条関係）

ア 法第 24 条第 3 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとすること。

(ア) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(ウ) 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由

(エ) 変更後の児童対象性暴力等対処規程又は情報管理規程の実施予定日

イ ⑦のウ及びエは、法第 24 条第 3 項の届出について準用すること。

ウ 児童対象性暴力等対処規程又は情報管理措置の変更の届出を要しない軽微な変更は次のとおりとすること。

(ア) 児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容及び情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの

(イ) 児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項に係るもの以外の変更

(ウ) 情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの

(エ) 情報管理措置の水準を向上させる変更

⑨ 犯罪事実確認の完了に係る届出の手続等（第 27 条関係）

ア 法第 26 条第 4 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとすること

と。

(ア) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(ウ) 全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した年月日

イ ⑦のウ及びエは、アの届出について準用すること。

⑩ 廃止の届出の手続等（第30条関係）

ア 法第31条第1項の届出は、次に掲げる場合に行うものとすること。

(ア) 認定等に係る民間教育保育等事業を廃止することとした場合

(イ) 認定事業者等が認定等について辞退する場合

(ウ) 認定事業者等が行う、認定等に係る民間教育事業が法第2条第5項第3号の要件を満たさなくなる場合

イ 法第31条第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとすること。

(ア) 認定事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 廃止しようとする認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分

(ウ) 廃止の理由

(エ) 廃止しようとする年月日

ウ ⑦のウ及びエは、アの届出について準用すること。

(5) 情報管理措置関係

① 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置は、管理責任者を設置し、及び犯罪事実確認記録等の管理に関する措置（以下「情報管理措置」という。）を定めた規程（以下「情報管理規程」という。）を定め、これを遵守すること並びに民間教育保育等事業者にあっては、その事業に従事する者を2人以上置くこととすること。（第12条第1項関係）

② 情報管理規程の記載事項は次のとおりとすること。（第12条第2項及び第3項関係）

ア 基本的事項 次の（ア）から（オ）までに掲げる事項

(ア) 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。

(イ) 犯罪事実確認書の内容の記録及び保存を極力避けるとともに、やむを得ず犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、漏えい等（⑥ア及びイに規定する漏えい、滅失、毀損又は第三者への提供をいう。）のリスクに応じた情報管理措置を講ずること。

(ウ) 情報機器の種類、ネットワークの利用状況等に応じた情報管理措置を講ずること。

(エ) 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと。

(オ) 組織の長が情報管理の重要性を理解し、組織的に点検及び改善を実施すること。

- イ 次に掲げる措置として内閣総理大臣が定めるもの
 - (ア) 組織的情報管理措置
 - (イ) 人的情報管理措置
 - (ウ) 物理的情報管理措置
 - (エ) 技術的情報管理措置
- ウ 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けようとする事業者にあっては、ア及びイに加え、これらに係る役割分担の内容を記載しなければならないものとすること。

- ③ 犯罪事実確認実施者等（法第 15 条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。⑦を除き、以下同じ。）は、当該情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において、初めて交付申請を行う前に、原則としてシステムを使用して、情報管理規程を内閣総理大臣に提出しなければならないものとすること。（第 12 条第 4 項関係）
- ④ 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設運営者が③の提出を行うに当たっては、双方の事業者が内容を確認し、及び合意しなければならないものとすること。（第 12 条第 5 項関係）
- ⑤ 犯罪事実確認実施者等は、情報管理規程を変更するときは、あらかじめ、次に定める事項を記載した届出書により、原則としてシステムを使用して、内閣総理大臣に届け出なければならないものとすること。ただし、軽微な変更として（4）⑧ウで定めるものについては、この限りではないこと。
 - ア 犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由
 - ウ 変更後の情報管理規程の実施予定日

- ⑥ 情報の漏えい等の報告が必要な事態（第 13 条関係）
 - 法第 13 条（法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものは、次に掲げる事態とすること。
 - ア 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 犯罪事実確認記録等が法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - ウ 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を講ずるために、当該者から取得した特定性犯罪事実に關

するより詳細な情報をいう。以下同じ。) (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。) の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 (アに定めるものを除く。)

⑦ 情報の漏えい等の報告の方法等 (第 14 条関係)

ア 法第 13 条の報告は、イに掲げる事項のうち報告を行う時点で把握しているものについて、原則としてシステムを使用して行わなければならないこと (速報)。

イ 犯罪事実確認実施者等 (法第 11 条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。以下この⑦において同じ。) 及び認定事業者等は、アの報告に加え、⑥に定める事態が生じたことを知った日から起算して 30 日以内 (当該事態が不正の目的による漏えい等 (⑥アからウまでに規定する漏えい、滅失、毀損又は第三者への提供をいう。以下同じ。) である場合にあっては、60 日以内) に、次に掲げる事項を、原則としてシステムを使用して報告しなければならないこと (確報)。

(ア) 事案の概要

(イ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目

(ウ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人 (犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。) の数

(エ) 事案が生じた原因

(オ) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(カ) 本人への対応の実施状況

(キ) 公表の実施状況

(ク) 再発防止のための措置

(ケ) アからクまでに定めるもののほか、参考となる事項

ウ 法第 35 条第 4 項第 2 号に係る犯罪事実確認記録等及び特定性犯罪事実関連情報に係る⑥に定める場合 (個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 26 条第 1 項又は第 68 条第 1 項に規定する場合を除く。) には、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならないこと。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでないこと。

エ ウの通知を行う場合には、⑥に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、⑦イ (ア)、(イ)、(エ)、(オ) 及び (ケ) の事項を通知しなければならないこと。

(6) 監督等

① 帳簿の記載事項等 (第 15 条及び第 28 条関係)

ア 帳簿に記載する事項は、犯罪事実確認実施者等にあっては②ア (ア) - ①及び (イ) に

掲げる事項とし、認定事業者等にあっては②ア（ア）一②及び（イ）に掲げる事項とすること。

イ 帳簿は、毎年度作成し、作成した日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならないこと。

② 定期報告の方法等（第16条及び第29条関係）

ア 犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる事項のうち（ア）一①、（イ）から（オ）まで及び（キ）について、認定事業者等は、次に掲げる事項のうち（ア）一②から（オ）までについて内閣総理大臣に報告を行うものとすること。

（ア）一① 報告を行う年の前年の5月1日から当該報告を行う年の4月30日（以下犯罪事実確認実施者等について「基準日」という。）までの間（以下犯罪事実確認実施者等について「報告対象期間」という。）に犯罪事実確認の対象とされた者（犯罪事実確認を行っていない施行時現職者を含む。）の一覧

（ア）一② 前回の報告に係る基準日（②に規定する期限日の属する月の前月の初日をいう。以下認定事業者等について同じ。）（初回の報告である場合にあっては、認定等を受けた日）の翌日から今回の報告に係る基準日までの間（以下認定事業者等について「報告対象期間」という。）に犯罪事実確認の対象とされた者（犯罪事実確認を行っていない認定時現職者を含む。）の一覧

（イ）（ア）一①又は（ア）一②の者それぞれについての次に掲げる事項

- a 基準日における離職の状況
- b 基準日において離職していない場合にあっては、基準日において教員等として従事しているか否かの別
- c 基準日において離職しておらず、教員等又は教育保育等従事者として従事している場合にあっては、基準日において従事する学校設置者等又は民間教育保育等事業の区分及びその従事する施設又は事業所の名称
- d 基準日において離職しておらず、教員等又は教育保育等従事者として従事している施行時現職者又は認定時現職者である場合であって、基準日において当該者の犯罪事実確認が行われていない場合にあっては、その旨
- e 教員等又は教育保育等従事者としての従事開始年月日
- f 直近の犯罪事実確認が新規採用者、施行時現職者、認定時現職者又は改めて行う犯罪事実確認に係る者のいずれに対するものとして行われたものであるかの別
- g 直近に行われた犯罪事実確認の期限
- h 報告対象期間に交付された犯罪事実確認書の確認日（法第34条第2項に規定する確認日をいう。以下同じ。）及び受領日
- i 報告対象期間において、法第4条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させたか否かの別
- j 報告対象期間において、法第4条第2項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等又は教育保育等従事者としてその本来の業務に従事させた場合にあっては、（3）

- ①アからコまでのいずれに該当したかの別及び法第4条第2項又は法第26条第2項に規定する必要な措置として講じた措置の内容
- (ウ) 基準日における犯罪事実確認実施者等の施設若しくは事業所ごと又は認定事業者等の民間教育保育等事業の区分ごとのイー①又はイー②の者の数及び犯罪事実確認の実施件数
- (エ) 基準日における犯罪事実確認実施者等の施設若しくは事業所ごと又は認定事業者等の民間教育保育等事業の区分ごとのイー①又はイー②の者のうち特定性犯罪事実該当者であって、対象業務に従事している者の数及び対象業務に従事していない者の数
- (オ) 犯罪事実確認実施者等の施設若しくは事業所ごと又は認定事業者等の民間教育保育等事業の区分ごとの、報告対象期間において犯罪事実確認を行う前にその業務に従事させた者の数 ((3) ①アからコまでのいずれに該当したかの別及び法第4条第2項又は法第26条第2項に規定する必要な措置として講じた措置の内容の別ごとの数を含む。)
- (カ) 民間教育保育等事業の区分ごと及び施設又は事業所ごとの安全確保措置の実施状況
- (キ) 学校設置者等の区分ごと又は民間教育保育等事業の区分ごとの情報管理措置の実施状況
- イ アの報告は、毎年、犯罪事実確認実施者等は5月31日までに、認定事業者等は期限日（認定等を受けた日から1年が経過する日の前日及びその後毎年同日に応当する日（応答する日がない場合にあっては、その前日）をいう。）までに行わなければならないものとすること。
- ウ 犯罪事実確認を行う前に対象業務に従事させた者がいるときは、(3) ①アからコまでのいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならないものとすること。
- エ (4) ⑦ウ及びエは、法第13条の報告について準用すること。

- ③ 犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反した場合の公表事項は次のとおりとすること。(第17条関係)
- ア 犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- イ 犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地
- ウ 違反のあった施設又は事業所の名称及び所在地
- エ 違反のあった学校等又は児童福祉事業の区分
- オ 犯罪事実確認実施者等が法第4条又は法第10条第1項の規定により読み替えて適用する法第4条のいずれの規定に違反しているかの別
- カ 違反の内容
- キ 違反に係る教員等の数

(7) その他

この内閣府令に規定する内閣総理大臣の権限は、こども家庭庁長官に委任することとすること。(第37条関係)

(8) 経過措置等

- ① (6) ①イの前段は、犯罪事実確認実施者等にあっては令和 10 年 3 月 31 日までの間、認定事業者等にあっては認定等を受けてから初回の基準日までの間、これを適用しないものとすること。(附則第 2 条関係)
- ② 令和 10 年 5 月 31 日までの間、犯罪事実確認実施者等が内閣総理大臣に対して行う報告については、報告対象期間の始期を「法の施行の日」とし、初回の報告は令和 10 年 5 月 31 日までに行うものとすること。(附則第 3 条関係)
- ③ (3) ⑤カ及び(4) ②イの G ビズ ID の電子メールアドレスを取得することが困難である場合には、当分の間、記載を要しないものとすること。(附則第 4 条関係)
- ④ 国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後システムを使用するために必要な準備行為を行うことができるものとすること。(附則第 5 条関係)

(9) 児童福祉法施行規則等の一部改正(附則第 6 条から第 11 条まで関係)

法附則第 8 条までによる改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号）の規定を踏まえ、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）並びに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）において、法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用児童等と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童等に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加することとすること。

なお、児童等対象業務従事者は、法第 2 条第 4 項第 5 号から第 18 号までに掲げる教員等のうち当該事業又は施設に係るものとすること。

(10) その他所要の規定の整備等を行うこと。

2 施行期日

この府令は、法の施行の日（令和 8 年 12 月 25 日）から施行すること。

第 4 幼保連携型認定こども園設備運営基準一部改正命令（別紙 4）

1 内容

法附則第9条による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定を踏まえ、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準において、法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加する改正を行うこととすること。

なお、児童等対象業務従事者は、法第2条第4項第3号に掲げる教員等をいうものであること。

2 施行期日

この命令は令和8年12月25日から施行すること。

第5 認定こども園設備運営基準一部改正告示（別紙5）

1 内容

法附則第9条による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定を踏まえ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）において、法に規定する児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を追加する改正を行うこととすること。

なお、児童等対象業務従事者は、法第2条第4項第4号に掲げる教員等をいうものであること。

2 適用期日

この告示は、令和8年12月25日から適用すること。

第6 情報管理規程告示（別紙6）

1 主な内容

（1）施行規則第12条第2項第2号イの「組織的情報管理措置」として求められるものは次のとおりとすること。（第1項関係）

- ① 情報管理措置を講ずるための組織体制を整備すること。
- ② 犯罪事実確認記録等が適切に取り扱われるよう、情報管理規程を遵守し、及び犯罪事実確認記録等を取り扱う者に遵守させるために必要な措置をとること。
- ③ 犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、その運用状況を事後的に確認

できるようにするため、犯罪事実確認記録等の取扱記録に記載する項目を整理し、当該項目に従って犯罪事実確認記録等に係る取扱いの記録を作成すること。

- ④ 漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。
- ⑤ 犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握し、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むこと。

(2) 施行規則第12条第2項第2号ロの「人的情報管理措置」として求められるものは、犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対する犯罪事実確認記録等の適正な取扱いについての周知及び必要な研修を行うこととすること。(第2項関係)

(3) 施行規則第12条第2項第2号ハの「物理的情報管理措置」として求められるものは次のとおりとすること。(第3項関係)

- ① 犯罪事実確認記録等を取り扱うサーバーやコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域について、それぞれ適切な管理を行うこと。
- ② 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するため、適切な管理を行うこと。
- ③ 犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等を持ち運ぶ場合の犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための方策を講ずること。
- ④ 犯罪事実確認記録等の廃棄若しくは消去をし、又は犯罪事実確認記録等が記録された機器、電子媒体等の廃棄をする場合には、復元不可能な手段で行うこと。

(4) 施行規則第12条第2項第2号ニの「技術的情報管理措置」として求められるものは次のとおりとすること。(第4項関係)

- ① 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいて、当該システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを識別し、当該識別した結果に基づき認証する機能を具備すること。
 - ② 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
 - ③ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
-
- ④ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。

この告示は、令和8年12月25日から適用すること。

第7 認定マーク告示（別紙7）

1 内容

法第23条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が定める表示は、別紙7のとおりとすること。

2 施行期日

この告示は、令和8年12月25日から適用すること。

【連絡先】

第1から第3まで並びに第6及び第7について：
こども家庭庁支援局総務課こども性暴力防止法施行準備室
Email: kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

第4及び第5について：
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
Email: hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp